

知って安心 駐在員のための  
Tax  
日本の税務 社会保険

〈みらいコンサルティンググループ〉

みらいコンサルティング株式会社  
税理士法人みらいコンサルティング  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング  
霞が関司法書士事務所  
〒100-6004  
東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階  
TEL : 81-3-3519-3970 (代) FAX : 81-3-3519-3971  
URL : http://www.miraic.jp/

第24回 外国人配偶者と日本人配偶者の年金の違い

浅野さん：みらいさん、こんにちは。私は、現在ベトナムに赴任しているのですが、来月結婚することになりました。そこで、海外赴任中に結婚した場合、配偶者の健康保険や国民年金が、どのような取扱いになるのかを教えてください。

みらい：そうですね。まずはおめでとうございます。ところで浅野さんは、現在も日本の健康保険と厚生年金保険に加入していますか？

浅野さん：はい、ベトナム赴任後も引き続き日本の社会保険制度に加入しています。配偶者が日本にいる場合であれば、健康保険の被扶養者になって、国民年金にも第3号被保険者として加入できると思いますが、ベトナムで一緒に暮らすような場合でも、国民年金に加入できるのでしょうか？

みらい：海外にいる場合でも、取扱いは同じです。収入等の要件を満たせば健康保険の被扶養者になることができますし、国民年金についても第3号被保険者として加入することができますので、会社を通じて手続きを行ってください。

浅野さん：日本に住んでいなくても、健康保険や国民年金に加入できるんですね。

では、外国籍の方と結婚した場合はどうですか？実は、私の同僚が現地の方と結婚するようなのですが。

みらい：はい、その場合も同様です。社会保険の加入については、国内に住んでいるかどうかや国籍は特に関係ありません。ただし配偶者が外国籍の場合は、氏名等の関係で日本での手続きの際に別途証明書類の提出を求められること

がありますので、事前に会社の方に確認してもらおうと思います。

また、今回の浅野さんや同僚の方のケースでは関係ありませんが、日本の社会保険の資格を喪失して海外に赴任した場合で、20歳以上65歳未満の方であれば、将来のために、任意で国民年金に加入することも可能です(任意加入)。

ただし、この場合、配偶者については国籍により取扱いが異なります。

日本国籍の方である場合は、赴任者と同様に国民年金に任意加入をすることが可能です。一方、外国籍の方である場合は、将来日本で生活することを考えて日本の年金制度に加入したい場合であっても、任意加入には国籍要件があるため加入をすることができません。

なお、任意加入については、何らかの諸手続きが発生した場合に備えて、日本国内に居住する協力者が必要とされており、親族等に依頼するケースが一般的です。



アオザイ美人で知られるベトナム女性は、国際結婚する人も少なくない。写真は今年のミス・ベトナムに輝いたチャン・ティ・トウイ・ズンさん(18)。中部のホイアン出身だ(写真提供・新華社)

浅野さん：よく分かりました。ありがとうございました。

海外駐在員の配偶者の取り扱い

配偶者	健康保険	国民年金	国民年金の任意加入
日本国籍	被扶養者として加入	第3号被保険者として加入	任意加入できる
外国籍			任意加入できない